

「夫婦げんか」と「DV」の違い

あなたはどう思いますか？

配偶者や恋人など、親密な関係にある人から受ける暴力「DV（ドメスティック・バイオレンス）」は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害にもかかわらず、「夫婦げんかは犬も食わない」とか「内輪もめ」などといわれ、第三者が関与するものではないといった風潮があります。

そもそも「夫婦げんか」と「DV」はどう違うのか、コミュニティ・カフェで話題にしてみました。

「夫婦げんか」と「DV」の違い

わたしはこう思う（コミュニティ・カフェ参加者の声）



ほっとひと息 異世代・多文化交流の場 「コミュニティ・カフェ」

日時：毎月第3土曜日 午後2時～4時

場所：男女平等推進プラザ 調理コーナー
(生涯学習センター4階)

主催：男女平等推進プラザ「はばたき21」
コミュニティ・カフェ運営委員会

予約不要
参加費無料
どなたでも

「女性の3人に1人は暴力を受けたことがある」
もつとみんなに知つてほしい！
暴力は身近な問題です。

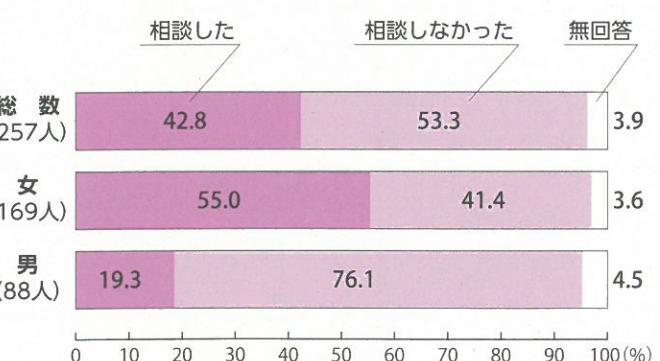
内閣府男女共同参画局による「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成24年4月）によると、これまでに配偶者（実夫婦や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から暴力（身体的暴行・心理的攻撃・性的強要のいずれかの被害）を受けたことが「あった」と答えた人が26・2%で、女性が32・9%、男性が18・3%と、女性の約3人に1人が被害を受けていることがわかりました。

コムニティ・カフェで話題にして感じたことは、「DVってなに？」という方や「身近なことではない」と思っている方も意外に多く、「自分は夫に従うしかない」と思っている方でさえ、「DVは他人ごと」と思っている様子で、この問題の根深さを感じると同時に、周知の大切さを感じました。

被害を受けても相談しない人が半数以上

過去5年以内に配偶者から被害を受けた人に、被害についてだれかに打ち明けたり、相談したりしたかを聞いたところ、「相談した」は42.8%で、半数以上の人は相談していないことになります。

配偶者からの被害の相談の有無



※内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成24年4月)より

どこ（だれ）にも相談しなかった人の相談しなかった理由をみると「相談するほどのことではないと思ったから」が62.8%で最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」が39.4%、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が24.8%、「相談しても無駄だと思ったから」が19.7%などとなっています。

知っていますか？「DV防止法」

これまでに配偶者から被害を受けたことのある人に、その行為によって命の危険を感じたことがあるかを聞いたところ、「感じた」は11・9%。さらに、これまでに配偶者から被害を何度も受けた人については、命の危険を「感じた」は、25・9%で、被害を何度も受けたことのある人の4人に1人は命の危険を感じたことがあります。このように、配偶者からの暴力被害は、命にかかる重大な問題です。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13（2001）年に制定されました。被害者が配偶者からの身体に対する暴力等（心身に有害な影響を及ぼす言動を含む）により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、被害者からの申し立てにより、裁判所が配偶者に対し保護命令を出します。保護命令には、被害者への接近禁止命令、退去命令、被害者の子または親族等への接近禁止命令、電話等禁止命令があります。命令に違反すると1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。ここでいう「配偶者」には、事実婚や元配偶者も含まれます。なお、平成25（2013）年の改正で、一緒に暮らす交際相手から暴力を受けた場合も保護の対象に加えられました（施行は平成26年1月）。

相談先は公的機関や専門家より身近な人

内閣府の調査によると、「相談した」人42.8%のうち、「友人・知人に相談した」が24.5%、「家族・親戚に相談した」が23.7%と、公的機関（8.2%）や民間の専門家（1.6%）に相談した人よりも圧倒的に多いことがわかります。

身体に暴力をふるわれてないから、DVではないと思っていませんか？

「暴力」は身体的なものだけではなく、様々な形態があります。

- 【身体的暴力】殴る（ぶりをする）／蹴る（ぶりをする）／髪の毛を引っ張る／物を投げつける／平手で打つなど
- 【精神的暴力】言葉や態度で侮辱する／大声でどなる／無視する／脅す／大切にしているものを壊す（捨てる）など
- 【性的暴力】避妊に協力しない／性行為を強要する／中絶を強要するなど
- 【経済的暴力】生活費を渡さない／就労を禁止する／経済的自由を奪うなど
- 【社会的暴力】実家や友人との付き合いを制限する／電話や手紙をチェックする／行動の自由を奪うなど

「夫婦げんか」と「DV」は明確に線引きできるものではありません。

相談を受けたり、「もしかしたら…？」と思ったら、ひとりで抱え込まずにご相談ください。



台東区DV専門電話相談

03-3847-3611

台東区では月に一回電話相談を受け付けております。

毎月第3水曜日 13:30～16:30

どなたでも
相談できます

予約は
不要です

相談は
無料です

秘密は
守ります



台東区パープルほっとダイヤル

2013年 DV電話相談週間

11月12日(火)～11月25日(月) ※11月18日(月)を除く
この期間は毎日相談を受け付けております。

13:00～21:00 ※電話番号は台東区DV専門電話相談と同じです。